

## モデル地域② 埼玉県

### <各地域の中での動き出し>

- 中核になる機関があるエリアを選択してモデル実施。具体的には就労支援だけでなく、相談支援の体制やネットワークがあるエリアを選定した。

### <モデルケースを通じて>

- (中部)就労移行支援利用者のアセスメントを実施。自事業所で見られない客観性や細かい作業のデータを見られるようにする必要。
- (中部)アルツハイマー型認知症の50代を対象。認知症サポートセンターからの紹介。退職になったがその後も働きたいとの希望。通勤はできるが、記憶が残らない／忘れるところがあった。これから手帳取得する方向性につながった。
- (西部)不安障害・うつ病、働きたい願望あり。就労移行支援、自立訓練、就労継続支援B型を見据えて見学開始。

### <モデルケースを通じて>

- (西部)自立訓練利用者で手帳なし(申請希望なし)、うつ病の診断があるケース。本人は一般就労希望で、作業スキルは十分あるが、アセスメント結果を受け、もう少し自立訓練を継続利用する選択となった。
- (西部)自立訓練利用者で特別支援学校卒業後就職したが、短期間で退職し、心理的ストレスから家を出られず。まだ若く、仕事のイメージが持てていないことから、就職を目指して自立訓練の継続に繋がった。
- (東部)特別支援学校卒→就労継続支援B型→就労移行支援利用者。新しい環境でどの程度対応できるかと、スピードを意識しがちなところへの対応を実施。幕張版ワークサンプルとGATB器具検査を実施。
- (東部)事務的な作業も未経験ながら取り組めたので、今後の選択肢が増えた。

### <今後の動き>

- (中部)事務作業のアセスメントが取れる場所の確保。
- (中部)生活面での課題に対する評価と就労選択支援への反映度合いの調整。
- (全体)指定権者がどのような事業所を指定するか、の判断基準。
- (全体)セルフプランが多いエリアでの対応。
- (全体)アセスメントを実施する支援者の能力向上、養成研修と他トレーニング検討の必要性。
- (全体)県と政令指定都市の動きの調整。
- (全体)リソースがないエリアでの対応(近隣の市町村活用しか方法がない)。
- (全体)自立支援協議会就労部会に加えて、特別支援学校・計画相談支援との連携。

# モデル地域③ 岐阜県

- モデルケースの実施：計11名
  - 岐阜地域北部(2)、岐阜市(2)、各務原市(1)、中濃地域(4)、飛騨地域(2)
- 精神障害者が比較的多い、高次脳機能障害のあるケースも実施
- 精神科病院からのケースにおいても実施



No.	エリア	障害種別	年代	性別	入口機関
1	各務原	高次脳	40代	男	B型
2	岐阜	知的	30代	女	B型
3	岐阜	精神・発達	10代	女	特定相談所
4	岐阜北	精神	40代	男	B型
5	岐阜北	知的	20代	男	B型
6	中濃	発達	40代	女	A型
7	中濃	知的	20代	女	B型
8	中濃	知的	10代	男	特別支援学校
9	中濃	知的	10代	女	特別支援学校
10	飛騨	精神	20代	女	精神科病院
11	飛騨	知的	10代	男	特別支援学校

## モデル地域③ 岐阜県

### <各地域の中での動き出し>

- 当初は県全域での活動をしようと働きかけた。福祉圏域は5つあるが、最終的に東濃・西濃は参加できなかった。特に東濃は就労系障害福祉サービスが少ない。
- 就労移行支援が少ないこともあり、障害者就業・生活支援センターが中心となりモデル事業を運営していくことになった。
- 自立支援協議会の場で説明し、参加者を募った。
- 県とは指定申請のあり方について意見交換を行った。
- 市区町村は支給決定にも関わるため今後の連携が必要。

### <モデルケースを通じて>

- (岐阜北)就労継続支援B型利用者が、利用先の事業所でアセスメントを実施した。作業に慣れていることもあり、アセスメント結果が高く出ることに良し悪しがあると思われる。
- (岐阜北)職務遂行能力はあるが、他要素(欠席・早退)の部分が一般就労には必要になる。
- (岐阜)就労選択支援実施後のサービス開始までのつなぎをどこが担うのか不明瞭に感じた。
- (岐阜)統合失調症と知的障害のある利用者に対し、医療的な関わりが必要だが、医療機関の参画が難しかった。
- (各務ヶ原)高次脳機能障害で、障害者雇用2年後、状態が悪くなり就労移行支援を利用。自己理解が進み、当面就労移行支援でトレーニングを続けることに繋がった。

### <モデルケースを通じて>

- (中濃)特別支援学校2年生。フィードバックには市も参加するが、対象人数が多く、全員分の会議に参加する負担が大きい。
- (中濃)利用予定だった就労継続支援A型事業所が廃止になり、次の進路先を検討するあたり、アセスメントを通じて作業の課題が明確になった。
- (飛騨)他県児童養護施設から企業就労したが、精神病院から相談あり。障害福祉サービス自体を知らず、結果、就労継続支援B型利用となった。

### <今後の動き>

- (全体)アセスメント方法を統一するかどうかにについて議論が必要。
- (全体)圏域全体の地域アセスメントが必要。
- (全体)方法論としての来所／アウトリーチの手法(場所確認)の検討が必要。

# モデル地域④ 鳥取県

- モデルケースの実施：計9名  
米子市(5)、境港市(2)、南部町(1)、日吉津村(1)
- もともと米子地域で開発したアセスメントシートや各種手法を共通で持っているエリア
- 特別支援学校と多く連携



No.	エリア	障害種別	年代	性別	入口機関
1	境港	知的	10代	男性	特別支援学校
2	境港	知的	10代	男性	特別支援学校
3	南部	統合失調症 強迫性障害	30代	女性	B型
4	日吉津	身体、知的	10代	女性	特別支援学校
5	米子	社交不安障害	19歳	女性	県立ハローワーク
6	米子	知的障がい 自閉症	10代	女性	特別支援学校
7	米子	自閉症	10代	男性	特別支援学校
8	米子	身体	10代	男性	特別支援学校
9	米子	知的	10代	男性	特別支援学校

## モデル地域④ 鳥取県

### <各地域の中での動き出し>

- モデル実施時に該当者がいなかったため、学校の卒業生も含めて対象者を検討した。
- これまで実施してきた特別支援学校生に対する就労アセスメントについて、就労選択支援を機に学校と連携しながら再検討し、アセスメントの質を高めるための取り組みを行った。
- 課題と感じているのは、地域の中で就労選択支援を行う事業者の質の問題、地域アセスメントの重要性と共通理解、雇用・労働との調整等。
- 就労選択支援における県内での指定申請のあり方。

### <モデルケースを通じて>

- (米子1)特別支援学校生に対するアセスメントを通じて、事前に障害特性などを共有することで、適切な進路選択に向けて有用と思われる。
- (米子2)離職し就労移行支援を再利用しているケース。可能性への気づきがあり、自己理解が進んでいない人や進路選択に迷っている人には良いサービス。また関係者間で共有ながら振り返ることができるのが有用。
- (米子3)生活介護と就労継続支援B型への利用で進路選択を考えているケース。ご家族は就労継続支援B型への利用希望が強く、その可能性について検討した。
- (米子3)今までの就労アセスメントと何が違うのかを整理する必要がある。

### <今後の動き>

- (米子)地域をまとめていくきっかけになる。
- (東部)東部でもアセスメント研修を実施予定。
- (全体)R7年度に鳥取県内で別途モデル事業を継続予定。
- (米子)標準的な作業評価メニューの作り込み。作業種別が異なると評価の視点も変わってしまうため、統一すべきか検討が必要。
- (米子)学校の評価との調整。教育と福祉では見る視点が少し異なる。
- (米子)アウトリーチ以外での方法と、作業場所を提供できる企業・事業所との受入体制構築が必要。

# モデル地域⑤ 鹿児島県

- モデルケースの実施：計10名  
鹿児島市(8)、出水市(2)
- 就労継続支援B型の利用を想定している人が多い
- 病院からのケースにおいても実施



No.	エリア	障害種別	年代	性別	入口機関
1	出水	知的	10代	男性	特別支援学校
2	出水	発達	20代	男性	ハローワーク
3	鹿児島	精神	40代	女性	B型
4	鹿児島	精神	40代	女性	B型
5	鹿児島	身体	20代	女性	移行
6	鹿児島	知的	10代	男性	特別支援学校
7	鹿児島	身体	10代	女性	特別支援学校
8	鹿児島	発達(精神手帳)	20代	男性	病院
9	鹿児島	精神障害	30代	男性	病院
10	鹿児島	精神	20代	男性	病院

離島  
(屋久島・奄美・与論 等)

# モデル地域⑤ 鹿児島県

## <各地域の中での動き出し>

- (鹿児島)就労移行支援協議会で参加者を募った。  
※鹿児島市は自立支援協議会就労部会がないため。
- (鹿児島)どの評価票を使うかを議論した。昨年度に「就労支援のためのアセスメントシート」研修を実施していたため共通のイメージを持ち合わせていた。基本は「就労支援のためのアセスメントシート」を用いて、あわせて事業所ごとのアセスメントシートを補助的に利用した。
- (出水)自立支援協議会の相談部会、行政、学校に相談して事業を進めていった。

## <モデルケースを通じて>

- (鹿児島1)本人・家族・学校・計画相談支援に対する就労選択支援の概要説明は難しかったが、アセスメント自体は問題なかった。
- (出水)特別支援学校2年生を対象に実施した。仕事という概念の理解が乏しく、「仕事とは何か?」「面白さは何か?」を伝え、今できること、学校で取り組めることを検討した。
- (出水)就労経験なしの20代で引きこもり状態にあった。自信を持てずにいたが、モデル事業を経てまずは就労継続支援B型を利用し、一般就労を目指す方向性でまとまった。利用者の気づかない強みを見つけてどう生きるかを選択できると感じた。
- (鹿児島2)本人も「足りないものは何か」「どこで働きたいか」という課題が見えてきた。

## <モデルケースを通じて>

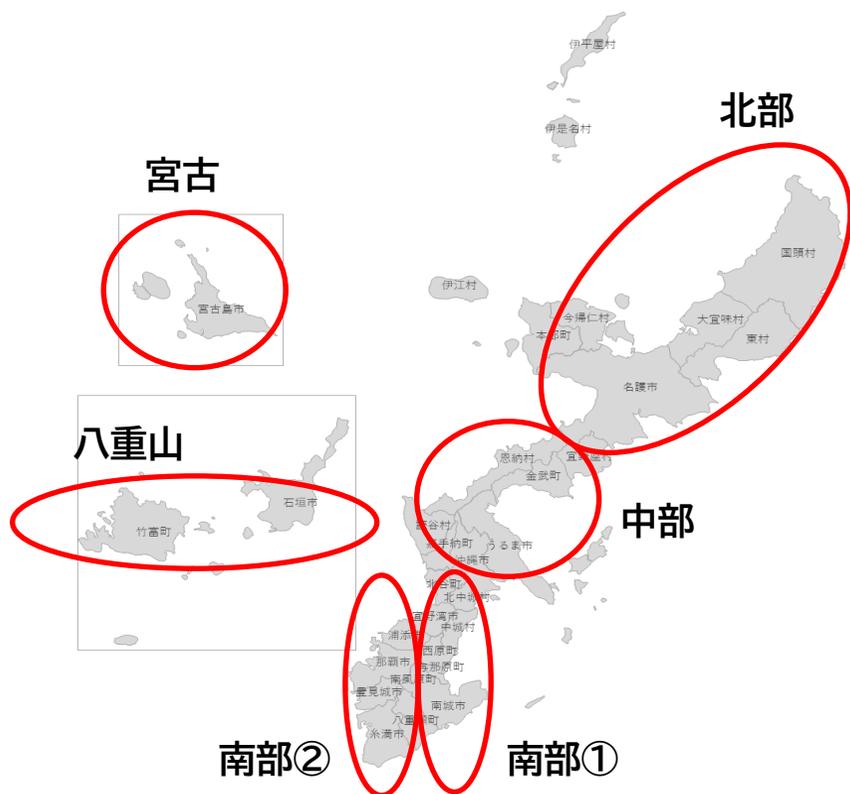
- (鹿児島3)生活面の演習まで取り組めてよかった。
- (鹿児島3)自殺願望が強い方に対してカウンセリングの医師と共に実施。本人の良さを見つめ直すことができて、本人の意思で働く意欲が湧いた。また病院も付き添ってくれたことが良かった。
- (鹿児島4)「就労支援のためのアセスメントシート」を活用したが、自己評価が低かった。時間はかかったが、協同評価によってすり合わせができた。

## <今後の動き>

- (県全体)就労アセスメントは各市町村でやり方が異なることは把握できているため、モデル地域で取り組んだことを展開していく予定(南鹿児島、大隅半島、離島等)

# モデル地域⑥ 沖縄県

- モデルケースの実施：計10名  
 沖縄本島北部(2)、中部(2)、南部①(2)、南部②(2)、宮古島市(1)、八重山郡(1)
- 各圏域で条件が大幅に異なる
- 離島は事業所数がかなり少ない



No.	エリア	障害種別	年代	性別	入口機関
1	中部	知的	10代	男性	計画相談
2	中部	知的	10代	男性	特別支援学校
3	南部①	精神	20代	男性	B型
4	南部①	知的	10代	男性	特別支援学校
5	南部②	精神	40代	女性	B型
6	南部②	知的	40代	男性	B型
7	北部	知的	40代	男性	B型
8	北部	精神	30代	男性	B型
9	宮古	身体	30代	女性	就労A
10	八重山	知的	30代	女性	就・

## モデル地域⑥ 沖縄県

### <各地域の中での動き出し>

- (中部)特別支援学校と、アセスメントシートを共有して実施。
- (中部)引きこもりの方を対象に、計画相談支援・保護者・市役所・特別支援学校・障害者就業・生活支援センターと就労移行支援が連携。
- (北部)就労継続支援B型3年目の利用者を対象に、今後の支援方針を検討するために、計画相談支援、障害者就業・生活支援センター、グループホームが連携。
- (八重山)石垣市に就労系障害福祉サービスが集まっている状態。就労移行支援が取り組むことが難しかったため、障害者就業・生活支援センターが実施主体となった。
- (宮古)障害者就業・生活支援センターから相談があり、障害福祉課と相談と連携した。
- (南部)利用頻度の少ない就労継続支援B型利用者を対象に、障害者就業・生活支援センター、計画相談支援(基幹)と連携。

### <モデルケースを通じて>

- (中部)特別支援学校2年生で生活介護利用をイメージしていたが、就労という選択肢があるかを確認。学校や家族から生活面含めたアセスメント情報を収集した。
- (中部)自閉傾向B2。一般就労を見据え、MSFASとワークサンプル幕張版を使用。
- (北部)40代男性で、生活面と職場での人間関係に課題があった。就労継続支援B型利用となったがいずれは一般就労を目指す。「就労支援のためのアセスメントシート」が良かった。
- (八重山)モデル事業で用意された説明資料(動画)が良かった。アセスメントは就労継続支援B型の作業場を借りた。
- (南部)最終的には就労継続支援B型利用となったが、本人が「こんなことがしたい」というものが見えてきた。

### <今後の動き>

- (全体)地域として何をどう準備していくのか検討が必要(県単位、協議会単位、事業所中心等)。
- (中部)社会資源はまだある方なので、申請から開始までのスピード感が懸念される(市町村への事務処理基準)。
- (北部)まだ地域の中で最初の一步をどうするかを画策中。圏域で研修を実施し、まずは制度の理解から始めたい。
- (八重山)石垣市が中心となって、市役所に情報提供をして進めていく。
- (宮古)市役所、特別支援学校、就労継続支援B型、計画相談支援で、自エリアでどのように進めていくのかを検討する。
- (南部)5市5町あるので、圏域での就労部会で情報共有し、支援学校との連携を検討する。

# 令和6年度モデル事業 全エリアを通じて

内容	詳細
①サービス等の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労選択支援に繋がるまでの見立て(一次アセスメント)が必要。</li> <li>・ ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター、障害者職業能力開発校、医療機関(精神科等)、行政等とも共通の認識が必要。</li> <li>・ 事業の理念やスキームについて理解しておく必要がある。</li> </ul>
②1か月という期間の中での進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効果的・効率的に進めていくためには、事前の情報収集・情報提供が重要。</li> <li>・ 事前にケース会議の日程調整や段取りをしておくことがポイント。</li> </ul>
③作業課題の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域のなかでアセスメント評価を統一する必要があるかの議論が必要。</li> <li>・ 難易度別に作業課題をどうするのか、設定しておくことが望ましい。</li> <li>・ 作業種別と難易度のクロス表も準備。</li> </ul>
④アセスメントシートの使い方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「就労支援のためのアセスメントシート」に準拠、地域で統一、バラバラに運用するなど分かれる。</li> <li>・ 障害種別によっては、「就労移行支援チェックリスト」の活用が適当となる場合がある。</li> <li>・ 「視点の統一」が重要視される。</li> </ul>
⑤アセスメント結果の伝え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己理解を促すための強み／弱みの説明と、行政向けの説明をどうするかが大切。</li> <li>・ 特に「可能性の伝え方」が重要で、最初のニーズアセスメントから繋がっている。</li> <li>・ アセスメント結果でサービスの振り分けになってしまわないような留意が必要。</li> </ul>
⑥計画相談支援との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケース検討及び次の進路に向けた役割分担の整理が必要。</li> <li>・ 事業所選定・アセスメント内容の引継ぎと役割分担を決めることが肝要。</li> </ul>

# 就労選択支援員養成研修等事業（令和6年度補正予算）

## 施策名：就労選択支援員養成研修等の実施

令和6年度補正予算額 70百万円

### ① 施策の目的

- 令和7年10月から開始される就労選択支援サービスが、全国で円滑に実施されるよう、国において就労選択支援員の養成研修等を実施する。

### ② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

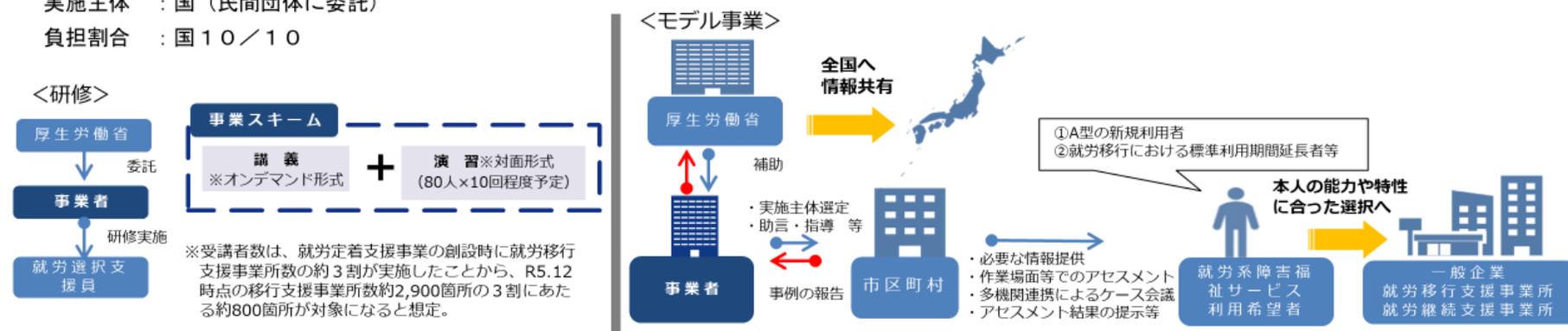
### ③ 施策の概要

- 令和7年10月から、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援が開始される。
- 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了が要件となっているところ、令和7年10月から事業が円滑に開始されるよう、また、全国均一の質を確保できるよう、国が実施主体となって研修を実施する。
- また、順次、就労選択支援の対象となる①就労継続支援A型の新規利用者、②就労移行支援事業における標準利用期間延長者を中心に、アセスメントや就労に関する情報提供などの支援、多機関連携の在り方など各地域の実情に応じた効果的な支援の実施方法等に関して、モデル的な取組を通じて課題やノウハウを収集し、マニュアル等を作成する。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体：国（民間団体に委託）

負担割合：国10/10



### ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業を実施することにより、就労を希望する障害者が、就労先や働き方をより適切に検討・選択でき、本人の障害特性を踏まえた就労支援の提供や就労を通じた知識・能力の発揮・向上につなげることができ、障害者の自立した日常生活や社会生活の実現に寄与する。

## 施行に向けて

- 就労選択支援に係る関係政令・省令・告示や、事業の実施上の留意事項などを定めた通知等について、令和7年3月に公布・発出。主な通知等は、厚生労働省のホームページに掲載。  
(掲載先：ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉  
>障害福祉サービス等>障害者の就労支援対策の状況>就労選択支援について)
- 就労選択支援の指定申請について、改正法施行前においても就労選択支援に係る指定の手続を行うことはできることから、**指定権者である都道府県・指定都市・中核市におかれては、通知等をご確認の上、順次指定事務の準備をお願いしたい。**
- 令和6年度補正予算において「就労選択支援員養成研修等事業」(予算額0.7億円)を計上。  
就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了が要件(※)となることから、令和7年度は、研修の質を担保する観点から、本事業において国が研修を実施。  
具体的には、**令和7年6月から、定員約80人規模の研修を年に10回実施。**実施時期や申込方法等は**令和7年5月に案内。**

※ 経過措置として、令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者についても就労選択支援員とみなす。

<スケジュール(見込み)>

時期	内容
令和7年3月	実施上の留意事項等の通知類発出
4月	
5月	
6月	研修実施(※)
7月	
8月	研修実施(※)
9月	
10月	<b>【1日から施行】</b> 研修実施(※)
11月	
12月	研修実施(※)
令和8年1月	
2月	研修実施(※)
3月	

指定事務の準備、着手

※研修実施月は平日及び休日に2回開催予定(2回×5月)